三六五　海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件　三〇74　二九三
三六六　特定地域における一般乗用旅客自動車運送業の適正化及び活性化に関する特別措置法の規定に基づき特定地域を指定する件　三〇74　二九三
三六七　平成十五年国土交通省告示第百九十四号の一部を改正する件　三〇74　二九三
三六八　平成二十一年国土交通省告示第三百七十四号の一部を改正する件　三〇74　二九七
三六九　平成十七年国土交通省告示第千六十三号の一部を改正する件　三〇74　二九七
三七〇　料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する件　三〇74　二九八
三七一　指定区間の指定に関する告示の一部を改正する件　三〇74　二九八
三七二　仙台空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　三〇74　二九八
三七三　航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件　三〇74　二九八
三七四　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の一部を改正する件　三〇74　二九九
三七五　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件　三〇74　二九九
三七六　航空機の騒音の強度及びひん度に関する告示の一部を改正する件　三〇74　二九九

三七七　昭和四十五年運輸省告示第百六十号の一部を改正する件　三〇74　二九九
三七八　昭和五十一年運輸省告示第五十号の一部を改正する件　三〇74　二九九
三七九　昭和四十六年建設省告示第千七百五号の一部を改正する件　三〇74　二九九
三八〇　平成十六年国土交通省告示第二百六十二号の一部を改正する件　三〇74　二九九
三八一　放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の一部を改正する告示　三〇74　三〇〇
三八二　自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領の一部を改正する告示　三〇74　三〇〇
三八三　特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部を改正する告示　三〇74　三〇〇
三八四　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示　三〇74　三〇〇
三八五　鉄道事業の動力車操縦者資質管理報告書及び異常運転等報告書の様式を定める告示等の一部を改正する告示　三〇74　三〇三
三八六　特定離島路線の指定に関する告示の一部を改正する件　三一特10　四一七
三八七　振興拠点地域基本構想の承認に当たっての基準の一部を変更した件　三一特10　四一七

三八八　広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的な方針を変更した件　三一特10　四一八
三八九　租税特別措置法施行令第四十条の四の二第六項の規定に基づき国土交通大臣が定める件　三一特10　四一八
三九〇　租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二の規定に基づき国土交通大臣が定める件　三一特10　四一八
三九一　平成二十一年国土交通省告示第六百八十四号を改正する件　三一特10　四一九
三九二　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第六項の規定に基づき国土交通大臣が定める件　三一特10　四二〇
三九三　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第七項の規定に基づき国土交通大臣が定める件　三一特10　四二〇
三九四　平成二十三年国土交通省告示第千二百九十三号を改正する件　三一特10　四二〇
三九五　租税特別措置法施行令の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件　三一特10　四二〇

○観光庁

一　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　一四　八
二　〃　旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録抹消の件　一五　九
三　〃　旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録抹消の件　一六　八

四　公共交通事業者等が情報提供促進措置を講ずべき区間　三〇75　二
○気象庁
二　気象測器の型式を証明した件　二一　九
三　気象庁予報警報規程の一部を改正する件　二三　七

○海上保安庁

五一―五九　航路標識に関する件　五　四
六〇―六二　〃　六　七
六三　海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示　八　六
六四　津島船舶通航信号所に関する告示等を廃止する告示　一五　九
六五　苫小牧船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する告示　一五　九
六六―七一　航路標識に関する件　一六　八
七二　水路測量の実施に関する件　二二　九
七三　船舶気象通報規程の一部を改正する告示　二二　九
七四―七八　航路標識に関する件　二六　八
七九　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　二九　一一
八〇　水路測量の実施に関する件　三〇　六

○環境省

一六　環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について　二47　五
一七　知床国立公園知床五湖利用調整地区について立入りに際し環境大臣の認定が必要な期間を定める件の一部を改正する件　九　五